

大気汚染防止法の手引

令和3年(2021年)4月

(事前調査結果報告書の様式は令和4年(2022年)4月1日から適用)
(一定の知見を有する者による事前調査の実施は令和5年(2023年)10月1日から適用)

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

目 次

大気汚染防止法による規制の概要	-----	1
I 大気汚染防止法の概要	-----	2
1 大気汚染防止法の目的		2
2 法律で使用している用語の定義		2
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設及び水銀排出施設		2
4 特定粉じん排出等作業		3
5 指定物質抑制基準		3
6 改善命令等		3
7 ばい煙量等の測定義務		4
8 水銀濃度の測定結果の確認方法		4
9 水銀等の要排出抑制施設の設置者の自主的取組		4
10 報告の徴収		5
11 立入検査		6
12 緊急時の措置		6
13 特定物質に係る事故時の措置		7
14 罰則		7
参考 特定物質と関連業種又は用途		8
II ばい煙発生施設等一覧表	-----	9
1 ばい煙発生施設		9
2 揮発性有機化合物排出施設		13
3 一般粉じん発生施設		13
4 特定粉じん発生施設		14
5 特定粉じん排出等作業		15
6 指定物質排出施設		17
7 水銀排出施設		18
8 水銀等の要排出施設		19
III 規制基準一覧表	-----	20
1 いおう酸化物に関する規制		20
2 窒素酸化物の排出基準		22
3 ばいじんの排出基準		27
4 有害物質の排出基準		31
5 揮発性有機化合物の排出基準		32
6 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準		33
7 特定粉じんの敷地境界基準		34
8 特定粉じん排出等作業に係る作業基準		35
9 指定物質抑制基準		39
10 水銀排出施設に係る排出基準		40
11 参考（小型ボイラー排出基準）		41
IV 届出について	-----	42
1 各種届出の方法		42
2 届出の種類と方法		44

V	届出書の記入方法及び記入例	-----	47
1	ばい煙発生施設		48
2	揮発性有機化合物排出施設		60
3	一般粉じん発生施設		66
4	特定粉じん排出等作業		76
5	水銀排出施設		83
6	氏名等変更届出書		93
7	使用廃止届出書		95
8	承継届出書		97
VI	届出書の様式	-----	99
1	ばい煙発生施設		100
2	揮発性有機化合物排出施設		104
3	一般粉じん発生施設		107
4	特定粉じん排出等作業		112
5	水銀排出施設		116
6	氏名等変更届出書		120
7	使用廃止届出書		121
8	承継届出書		122
9	<u>光</u> ディスク提出書		123
VII	参 考	-----	124
	大気汚染に係る環境基準		125
	届出に関する問い合わせ先		127